

令和7年度第4回 徳島地方最低賃金審議会議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和7年8月21日(木) 午前9時00分～9時52分、午後15時00分～15時21分

場所 徳島地方合同庁舎6階 会議室 (徳島労働局)
(徳島市徳島町城内6-6)

2 出席者

(公益委員)稲倉委員 竹原委員 段野委員 撫養委員 米澤委員
(労側委員)川口委員 辰巳委員 三木委員 南委員 横井委員
(使側委員)藍原委員 天野委員 五島委員 中村委員 脇田委員

3 議事要旨

【午前の部】

- (1) 事務局より、中央最低賃金審議会の令和7年度地域別最低賃金額改定に係る目安答申と付属資料の報告がなされた。
- (2) 中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージ(解説)を放映した。
- (3) その後、委員間で以下のとおり意見交換が行われた。

労側

- 中央最低賃金審議会(以下「中賃」という。)の目安と解説においても、「賃上げの流れを継続していく中、さらに物価上昇も考慮した」旨述べられていたこともあり、徳島においても同様の観点も加味した審議を行いたい。

使側

- 中賃が目安額を導き出した根拠がよくわからなかった。我々も物価高の中、最賃を上げていくこと自体には異論はない、今回の目安額は政府目標を達成する為に都合の良い統計上の数値が見当たらなかった為、苦し紛れに様々な数値を持ち出しているように思える。
また昨今、最賃額がクローズアップされているが年金額に関してはマクロ経済スライドが採用されて急激な上昇が抑制されており、最賃だけ上げるのではなく、日本全体の制度を考えていく必要があるのではないかと。
- 目安額63円に大変驚いている。徳島は昨年、大幅な引上げを行った中で、小規模事業者を聴くと、今年度の目安額もハードルが高い。製造業は業績が良いところもあるが、大半はトランプ関税で大きな打撃を受けており、受注が6か月ゼロとなった例もあり、廃業を余儀なくされる事業者もいる。とはいえ、物価上昇により労働者の生活を守らなければならないことも理解しており、両方のバランスを取るような審議を行っていききたい。
- これだけ物価高となってくると従業員の賃上げは必要と考えているが、昨年は84円の大幅な引上げを行い、今年は63円の目安が提示されており、

2年間で147円の引上げを行うとなると県内の大部分を占める中小企業は耐え得るものではない。従業員も賃金が上がっても手取りが増える訳ではなく、むしろ働き控えの弊害が生じており、中小企業においては生産性が下がりかねない印象である。賃上げに関しては経営者として最大限の努力をしていくべきとは考えているが、同時に国や自治体がどうすれば、本当の意味での国民や県民の生活が楽になるのかということを真摯に考えていただく必要があるとも考えており、そういったことも踏まえて、丁寧に徳島の未来に向けた審議を重ねていきたいと考えている。

労側

- 目安を受けて、加盟傘下の団体約20社に最賃額が1,050円になった場合と1,100円になった場合とで影響の有無についてアンケートを取ったところ、大企業からの回答では、最賃額が1,100円となっても正社員の賃金に影響は無いとの回答であったが、昨年との違いは、再雇用の方は大きな影響が出るといった結果が多く認められた。中小企業においては、最賃が上がらなければ、正社員の給料が上がらないという企業もある。パート社員に関しては約半数において最賃額が1,050円になれば影響が出るという結果であった。また技能実習生等の外国人従業員に関してはほとんどの者に影響が出るといった結果となっている。最賃近傍の労働者の意見を聴くと、徳島においては日常生活に車が不可欠であり、食費を削ってでも車の維持費の捻出を行っている者にとっては、昨今のコメ価格を始めとした物価高騰により本当に生活が苦しくなっている。

昨年の84円の賃上げは企業にとっては本当に大変なことであったことは理解しているものの、やっと徳島県が全国の中位程度に、まだ中位には達していないと考えるが、今年は中位以上を目指して、徳島で働く者が兵庫や大阪に出ていけないような賃金になるよう審議をお願いしたいと考えている。

- 使用者側より目安額を63円とした根拠が曖昧であるとの御意見があったが、徳島と他県との物価上昇等も比較して、今後どうすれば徳島が良くなっていくかを考えながら審議を行っていききたいと考えている。
- (4) 事務局から、午前の部終了後に開催される第1回徳島県最低賃金（以下「地賃」という。）専門部会を含めた当日開催を予定している審議会、専門部会に係る説明が行われた。
- (5) 今後、開催が予定されている徳島地方最低賃金審議会（以下「本審」という。）及び地賃専門部会に係る審議日程について審議が行われ、以下のとおり決定した。

第2回地賃専門部会	8月28日（木）	午後1時00分から
第3回地賃専門部会	8月29日（金）	午前9時30分から
第4回地賃専門部会	9月1日（月）	午前9時00分から
第5回本審	9月1日（月）	午前11時00分から

※第2回、あるいは第3回の地賃専門部会で結審した場合には、9月1日9:00か

ら第5回本審を開催する。第4回地賃専門部会でも結審しなかった場合は、第5回本審において次回以降の地賃専門部会開催日を審議する。

(6) その後、委員間で以下のとおり更なる意見交換が行われた

使側

○ 目安額が63円であり、仮に目安額どおりの賃上げを行った場合、年収の壁によりパート労働者の働き控えが危惧されるところであり、事業者にとっては非常に切実な問題である。

また、データが県全体のものしかないが、小規模事業者に光を当てる必要がある。数年前のデータではあるが、徳島県内の全事業者に小規模事業者が占める割合は87.8%であり、西日本の中では高い割合である。またそこで働く労働者は全労働者の36%程度を占めており、全国的にも高い割合である。通常の事業の賃金支払能力について審議を行うに当たって、小規模事業者に特化したデータが無い中で議論をしていかなければならないところに苦慮している。政府には、小規模事業者の実態を把握するためのデータの整備を求めたい。

最賃を余り急激に上げていくと、小規模事業者に影響が出て、労働市場が不安定化しかねない。語弊があるかもしれないが中規模以上の企業においては最低賃金の影響は少ないと考えられるが、小規模事業者は大きな影響を受けることから、小規模事業者に光を当てた審議をする必要がある。

労側

○ 103万円の壁の話が出たが、その課題については認識しており、労働組合としても様々な活動を行っている。その上で、賃金を上げてほしくない労働者はいない。が、雇い主に迷惑がかからないように調整している事例もあることを申し添えたい。しかし、これは国の課題であり、103万円の壁の問題と最低賃金の審議とを混同しないようにすべきと考える。とはいえ、(現実の課題とは認識しており)労働組合の立場からも、できることに取り組んでいることは申し添えたい。

使側

○ 年収の壁について国の制度の問題と認識はしている。一方で、現実問題としてパート労働者の働き控えは生じており、最賃が上がる中、最賃発効日から12月末までの期間で就業調整を行い、それにより人出不足がさらに悪化していることが現実には生じているので、その点をご認識いただきたい。

労側

○ 最賃発効日の問題は昨年もあったことから、今年度は発効日を変えることも選択肢に入れ、仮に発効日を遅らせることとなったとしても、徳島にふさわしく、徳島で働く方の生活のためにどうすべきかという観点から議論を行っていただきたいと考えている。

【午後の部】

- (7) 特定最低賃金（以下「特賃」という。）合同専門部会報告がなされるとともに会長より労働局長に対し同部会において全会一致で議決された「一般機械」及び「電気機械」特定最低賃金改正の必要性ありの答申が行われた。
- (8) 「一般機械」及び「電気機械」特定最低賃金改正の必要性ありの答申を受けたことから、労働局長から会長に対し、「一般機械」及び「電気機械」特定最低賃金に係る金額改正の諮問が行われた。
- (9) 今後、開催が予定されている「一般機械」及び「電気機械」特定最低賃金専門部会に係る審議日程について審議が行われ、以下のとおり決定した。

【一般機械】

第2回特賃専門部会	9月30日（火）	午後1時30分から
第3回特賃専門部会	10月3日（金）	午後1時30分から
第4回特賃専門部会（予備）	10月17日（金）	午後1時30分から
第5回特賃専門部会（予備）	10月23日（木）	午前10時00分から

【電気機械】

第2回特賃専門部会	10月3日（金）	午後3時30分から
第3回特賃専門部会	10月16日（木）	午後3時00分から
第4回特賃専門部会（予備）	10月22日（水）	午後1時30分から
第5回特賃専門部会（予備）	10月23日（木）	午後3時30分から

4 次回開催

令和7年9月1日、午前11時から第5回本審（地賃答申予定）を開催することとされた。